四国電力株式会社

消費税率の引き上げに伴う工事費の取扱いについて

日頃より、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、2019年10月1日から、消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなります。

つきましては、消費税率の引き上げに伴う工事費の取扱いについて、下記のとおりご案内 申し上げますので、何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 消費税率の引き上げに伴う工事費の取扱い

お申し込みいただいた電気工事申込みによる<u>実際の「送電日」が、2019年10月1日以降となった場合は、</u>工事費に適用する税率が新税率(10%)となりますので、消費税分 *1,2 について、工事完成後に精算(追加のご請求)させていただきます。

※1:税率8%(または5%)を適用した工事費を申し受けている場合に限ります。

※2:設計変更や材料単価の変動等により工事費に変更が生じた場合は、消費税分の精算とは 別に精算が発生いたします。

2. 消費税分の精算(追加のご請求)が発生する代表的なケース【例】

ケース①:税率8%を適用した工事費を申し受けており、当初希望される送電日が2019年10月1日以降であり、実際の送電日も2019年10月1日 以降となった申込み。

ケース②: 税率 8% を適用した工事費を申し受けており、当初希望される送電日が 2019 年 9 月 30 日以前であったものの、実際の送電日が 2019 年 10 月 1 日以降となった申込み。

なお、消費税率の引き上げに伴う工事費の取扱いにつきまして、今後、変更が生じた際に は、あらためてお知らせいたします。

【お問い合わせ先】

ご不明な点がございましたら、お近くの弊社事業場までお問い合わせください。

※電話受付時間:平日(月~金)8:40~17:20 「祝日、年末年始(12/29~1/3を除きます)]

以上